

尾花沢市告示第 1 0 0 号

尾花沢市統合小学校建設工事設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 2 4 日

尾花沢市長 結 城 裕

1 業務概要

(1) 業務名称 尾花沢市統合小学校建設工事設計業務委託

(2) 業務概要

基本設計業務、実施設計業務、積算業務、各種申請業務、国庫補助金申請に関わる支援業務、その他支援業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

2 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 公告の日において、尾花沢市入札参加資格者名簿に登載されている者（建築設計業務の業種登録事業者に限る。）であること。

(3) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(4) 参加表明書等の提出期限において、尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。なお、参加表明書等の提出期限日から契約締結日までの間において、尾花沢市から指名停止を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

(5) 公告日から設計者決定の日までの間において、尾花沢市暴力団排除措置実施要

綱（平成２４年１１月制定）に定める排除措置対象者でないこと。

- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと（更生手続開始後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合は除く。）
- （７）民事再生法（平成１１年法律２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと（再生計画の認定可決後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。）

３ 参加条件

参加条件は、次のとおりとする。

- （１）プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。
- （２）山形県又は宮城県内に本社・本店・支店・営業所のいずれかを有していること。
- （３）管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- （４）管理技術者は、平成２５年４月１日から公告の日までの間に、管理技術者又は主任技術者として延べ床面積３，０００㎡以上の学校教育法に規定する学校施設の基本設計及び実施設計に関する業務を完了した実績を有すること。
- （５）管理技術者及び意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ１名配置すること。
- （６）管理技術者及び意匠主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- （７）構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
積算主任技術者は、建築積算士の資格を有すること。
設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- （８）管理技術者は主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- （９）意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事業所）を加えることができるが、当該協力事業所は自ら応募者となることはできない。かつ、協力事業所は、他の参加者と重複することができない。
- （１０）業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が尾花沢市及び他市町村において、指名停止を受けている期間中でないこと。
- （１１）主たる分担業務分野（平成３１年１月２１日国土交通省告示第９８条における

別添一の 1 の一のロ成果図書の（１）戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書（１）総合に係る部分をいう。）を再委託してはならない。

- (12) 有資格者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

4 審査

（１）審査方法

本プロポーザルは、審査委員会で二段階審査方式により実施する。

はじめに、参加表明のあった者から提出された書類をもとに書面により第一次審査を実施し、その後、第一次審査で選定された者の技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング等により第二次審査を実施する。なお、審査の結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

（２）第一次審査

審査委員会において書類審査を行い、5 者程度を選定する。第一次審査の結果、選定された者には、その旨を電子メール及び書面により通知する。また、選定されなかった者に対しても、その旨通知する。

（３）第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査で選定された者から提出された技術提案書の内容について、審査委員会によるヒアリングを実施し、第二次審査の評価点のみにより最も優れた提案者を最優秀者に、次の者を優秀者に特定する。また、審査の結果は、電子メール及び書面にて通知するとともに、尾花沢市ホームページに掲載する。

5 手続き等

参加手続きに必要な書類の作成方法及び留意事項等については、別に定める「尾花沢市統合小学校建設工事設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に基づき、所定の期日までに提出すること。なお、提出様式については、尾花沢市ホームページ「くらし・市の情報」→「子育て・教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「統合小学校建設事業」（以下「尾花沢市ホームページ」という。）内からダウンロードできる。

（１）提出方法

提出書類は、持参又は配達が確実な方法（書留等）とする。持参による場合は、

平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、配達の場合は、提出期限までに必着とする。
なお、配達中の事故に伴う損害については一切の責任を負わない。

(2) 提出期間

参加表明書の提出は、公告の日から令和 5 年 5 月 18 日までとする。技術提案書の提出は、公告の日から令和 5 年 6 月 12 日までとする。

(3) 提出先

尾花沢市教育委員会 こども教育課 統合小学校建設室

〒999-4225

山形県尾花沢市若葉町一丁目 8 番 25 号

電話：0237-23-3331 内線 335

FAX：0237-22-3034

メールアドレス：s_tougou@city.obanazawa.yamagata.jp

6 その他

詳細については、別に定める「尾花沢市統合小学校建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。